

生食輸発1205第1号  
平成28年12月5日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
監視安全課輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(韓国産養殖ひらめ及びその加工品)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第1号（最終改正：平成28年11月28日付け生食輸発1128第1号）にて通知したところです。

今般、国内において発生した養殖ひらめを原因とする *Kudoa septempunctata* 食中毒事例について、韓国での養殖場が特定されたことから、下記養殖業者を別表5に追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

養殖業者名：大信水産  
登録番号：K-F-CJ-711